平成30年度

包括外部監査結果報告書の概要

債権管理に関する財務事務の執行について

平成31年3月 奈良県包括外部監査人前川英樹

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査である。

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1) 監査の対象

債権管理に関する財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

平成 29 年度(自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日) ただし、必要に応じて過年度及び平成 30 年度の一部についても監査対象 とする。

3 特定の事件の選定理由

県が平成 29 年度より公表している統一的な基準に基づく一般会計等貸借対 照表において、平成 28 年度末の未収金残高は 29 億円、貸付金残高は 575 億円 計上されている。これらの債権は、県及び県民の重要な財産であり、適切な管 理を行ったうえ、期日までに納付を受けることが必要である。

県においては、平成 17 年度に「未収金の財務事務」のテーマで包括外部監査が実施されている。この監査により、回収不能債権の不納欠損処理の促進、延滞金の徴収取扱いの明確化、滞納者に対する恩恵停止の対応、督促の推進、管理台帳の適切な運用など、未収金に関する問題点が多数指摘され、県は当指摘の措置を継続的に行ってきた。また、県は平成 18 年度より未収金対策推進連絡会議を開催、平成 25 年度に債権管理指針を策定、平成 27 年度に税外債権の管理マニュアルを策定、平成 28 年度に弁護士による債権管理業務の検証を行うなど、債権管理に関する多くの施策を行ってきた。

一方、平成 20 年度末の未収金残高は 32 億円、貸付金残高は 254 億円、長期延滞債権残高は 75 億円の計 362 億円(注)であるのに対して、平成 28 年度末の未収金残高は 29 億円、貸付金残高は 575 億円の計 604 億円と大きく増加している。平成 20 年度と平成 28 年度では集計の方法が異なる可能性があり、また個々の債権によっては、減少しているものも多く存在すると考えられるが、平成 17 年度以降の県の取組にもかかわらず、全体の債権は増加傾向にあるとも考えられる。

このような状況を受けて、各所管課が具体的にどのように債権管理を実施しているのか、債権が増加するのはどのような要因によるものか、管理すべき対象としての債権が網羅的に捕捉できているのか、効率的な財務事務を実施できているかなどについて、あらためて検証する必要があると考え、当事件を選定した。

(注) 端数処理の関係で合計が一致していない。

4 外部監査の方法

(1) 監査の対象範囲

奈良県が有する全ての債権及び未収金を対象とした。なお、一般会計及び特別会計が有する未収金のうち、未収金の種類別に概ね1千万円を超えるものについては、平成29年度に外部監査の対象となった県営住宅に係る未収金等一部を除いて所管課の管理状況等をより詳細に確認した。

(2) 主な監査手続

(合規性の観点)

以下の監査要点については、主に関係法令・規則に準拠して行われている かを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場調査等により確認する。

- ・債権発生時の審査事務等が規則、規程に基づく方法で実施されているか
- ・債権の収納期日までに適切な方法で収納事務が実施されているか
- ・債権の認識、計上、取立、不納欠損処理等は適切に行われているか 等

(経済性、効率性等の観点)

以下の監査要点については、主に経済性、効率性等を意識して行われているかを関係書類の閲覧、担当者等への質問、現場視察等により確認する。

- ・債権管理システムを活用するなど効率的に財務事務が実施されているか
- ・債権の収納率を高めるための施策を実施しているか 等

5 監査報告における「結果」と「意見」の区分

(1)「結果」と「意見」の判断基準

「財務に関する事務の執行」については合規性(適法性と正当性)の観点から、「経営に係る事業の管理」については合理性と能率性の観点から、判断している。

①「結果」

法令、条例、規則等に違反している事項、または違反していないものの 社会通念上適切でないと考えられる事項については「結果」とする。

②「意見」

合規性(適法性と正当性)あるいは合理性と能率性の観点から、「結果」とすべきまでには至らない事項、及び当該事項に係る要望、提言や改善提案については「意見」とする。

第2 奈良県の債権、未収金の概要

1 奈良県の債権、未収金の概要

(1)債権の概要

自治体が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、すなわち地方自治法第 240 条 1 項に定める債権を指す。すなわち、地方自治法第 240 条第 1 項においては、「この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」と規定される。

一方、当報告書における債権は、その範囲を明確にするために、以下に示 す内容となっている。

債権: 「奈良県会計規則の施行について」に規定されている債権に関する 調書(第15号様式)に該当する債権

負担金債権、分担金債権、財産売払代債権、財産交換差金債権、母子福祉資金貸付金債権、農業改良資金貸付金債権、中小企業振興資金貸付金債権、その他貸付金債権、受託事業債権、損害賠償金債権、弁償金債権、違約金債権、延滞利息債権、返納金債権及び返還請求権のある敷金債権

(2)債権の推移

県の債権の推移は以下のとおりである。

○債権の推移(単位:千円)平成23年度平成24年度平成25年度平成26年度平成27年度平成28年度平成29年度有権29.183,77630.533,28432.312,06542.400,81546.490,03658.902,62975.716,519

(出典:歳入歳出決算概要書をもとに監査人が集計)

県の債権は継続的に増加している。平成23年度末の残高と平成29年度末の残高を比較した場合、全体で46,532,743千円増加している。これは主に、公立大学法人奈良県立医科大学整備費貸付金が11,519,813千円増加したこと、また地方独立行政法人奈良県立病院機構整備費貸付金が37,088,635千円増加したことに起因している。

(3) 未収金

未収金とは、債権について歳入の調定を行ったものの、納期限までに収納 されないまま年度末を迎えたものである。当報告書の未収金は、調定後収入 が未済のものであり、債権の種類は問わない。

(4) 未収金の推移

奈良県の未収金 (公営企業会計を除く。) の推移は以下のとおりである。

○未収金の推移				(単位:千円)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般会計					
県税	5,146,411	5,080,508	4,821,351	4,531,056	4,461,340
分担金及び負担金	67,058	73,428	73,173	66,259	56,791
使用料及び手数料	149,830	156,008	142,446	140,510	143,557
財産収入	270	0	0	0	0
諸収入	1,833,151	1,886,749	1,968,663	2,047,243	2,058,867
延滞金	169	169	169	169	169
加算金	130,183	142,103	130,619	125,757	119,380
過料等	55,749	54,817	58,209	52,352	39,453
貸付金元利収入	1,179,803	1,273,388	1,349,822	1,417,385	1,480,958
受託事業収入	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
雑入	465,045	414,071	427,642	449,379	416,706
合計	7,196,721	7,196,694	7,005,636	6,785,069	6,720,557
特別会計収入未済額					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	98,981	104,348	110,894	114,555	110,924
農業改良資金貸付金	59,967	58,485	57,774	54,402	50,673
中小企業振興資金貸付金	3,441,259	3,455,707	3,521,273	3,577,568	3,646,557
林業改善資金貸付金	17,783	17,723	16,543	16,496	14,271
育成奨学金貸付金	1,323	5,578	13,934	23,536	34,397
中央卸売市場事業費	60,940	64,367	40,947	45,885	56,709
公園	525	0	0	0	0
下水道	137	0	0	0	0
奈良県病院事業清算費	0	0	0	0	0
合計	3,680,918	3,706,210	3,761,367	3,832,442	3,913,532
一般会計・特別会計 合計	10,877,639	10,902,904	10,767,003	10,617,511	10,634,089

○未収金の推移 (単位:千円)

○木収金の推移					(単位:十円)
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般会計					
県税	3,920,701	3,607,454	3,205,856	2,778,588	2,525,479
分担金及び負担金	42,998	42,592	50,570	38,178	39,077
使用料及び手数料	148,009	149,831	145,355	147,446	156,504
財産収入	0	0	0	0	C
諸収入	2,106,861	2,175,235	2,360,864	2,336,407	2,411,042
延滞金	169	169	169	0	0
加算金	114,237	111,321	177,082	171,183	175,855
過料等	27,030	20,433	15,410	14,606	12,591
貸付金元利収入	1,486,527	1,518,725	1,567,173	1,632,945	1,666,895
受託事業収入	2,200	2,200	0	0	C
雑入	476,696	522,385	601,029	517,671	555,699
合計	6,218,570	5,975,114	5,762,647	5,300,620	5,132,103
特別会計収入未済額					
母子父子寡婦福祉資金貸付金	111,672	111,571	106,647	104,876	105,827
農業改良資金貸付金	24,861	21,261	13,779	10,609	7,636
中小企業振興資金貸付金	1,542,410	1,508,021	1,479,715	1,442,807	1,408,084
林業改善資金貸付金	13,815	13,387	121	53	C
育成奨学金貸付金	46,445	57,875	72,548	91,575	105,488
中央卸売市場事業費	41,035	39,174	35,982	30,765	22,658
公園	0	0	0	0	C
下水道	0	0	0	0	C
奈良県病院事業清算費	0	0	0	28,795	C
合計	1,780,241	1,751,291	1,708,794	1,709,483	1,649,694
一般会計・特別会計 合計	7,998,811	7,726,405	7,471,442	7,010,104	6,781,798

(出典:「一般会計・特別会計収入未済額調書」をもとに監査人が集計)

県の未収金は、全体としては平成 20 年度より継続的に減少している。平成 20 年度末の残高と平成 29 年度末の残高を比較した場合、全体で 4,095,841 千円減少している。これは主に、一般会計における県税の未収金が 2,620,932 千円減少したこと、特別会計における中小企業振興資金貸付金の未収金が 2,033,176 千円減少したこと等の影響が大きいと考えられる。

一方で、平成 20 年度末の残高と平成 29 年度末の残高を比較した場合、育成奨学金貸付金は 104,164 千円増加し、貸付金元利収入は 487,092 千円増加するなど、一部の未収金は全体の減少傾向とは対照的に増加している。

2 県に対する総括的な結果又は意見

(1)【結果】(総括1)

未収金について生じる延滞金及び遅延損害金(延滞金等)について、元本 (分納により支払われた元本部分を含む。)の支払が完了し延滞金等を確定 しうるものについては、その確定しうる時に調定し、未収金として回収管理 に着手しなければならない。

(2)【意見】(総括2)

また、元本の支払が未了のもの(未収金の残高)についても、原則として、各年度末日(出納整理期間を含む)までの期間に対応する延滞金等相当額を債務者に通知して弁済義務の認識を喚起し、併せて当該延滞金等相当額を全庁で集計して公表し、県の財政に及ぼす影響度合いを判断しうる情報提供に努めることが望ましい。

県の未収金のうち一部については、法令、条例等により、延滞金等の徴収が求められている。このため、元本が回収されない場合、継続的に延滞金が発生することになる。

しかし県は、延滞金等については実際に収納を受けた時まで調定をしておらず、いわゆる事後調定しか行っていない。

県は、法令をもとに、延滞金等はすべて「あらかじめ納入すべき額が確定しないもの」であるから「その性質上納入の通知を必要としない歳入」であると解し(「奈良県会計規則の施行について(平成7年4月3日出第3号総務部長)」第2の4(1)(ウ))、実際に納入を受けたときにしか調定をしていない。

しかし、元本(分納により支払われた元本部分を含む。)の全部または一部が返済された場合には、その時点で当該返済を受けた元本に対応する延滞金等は確定するから、「その性質上納入の通知を必要としない歳入」には該当せず、調定し納入の通知をしなければならない。県が根拠とする法令は納入の通知の要否について触れているのみであり、いわゆる事後調定については言及がなく、実務上においてやむを得ざる場合の取り扱いに過ぎない。

確定しうる延滞金等を調定し納入の通知を行うことは、県が条例により税外収入について延滞金を徴収すると定めていることの実効性を確保するためにも、また私債権に係る遅延損害金についても公債権と同様の取り扱いをして公平を保つためにも、必要である。

債権を取り扱う各部局が全庁的に横断して取り組むべき課題として、連携 統一した組織的対応が必要である。

また、その後に追加の弁済がなく年度末を迎えた場合には、元本の未収金 残高 28 に対して延滞金等に相当する債権が発生していると考えられるから、 納期限の翌日から年度末までの期間に対応する延滞金等相当額を計算集計し て公表することが県の財政状態に関する情報提供の観点から望ましい。

(3)【意見】(総括3)

延滞金について、調定を行わずに納付書を同封して催告している実務が見受けられるが、このような催告状の送付は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えており、また具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に対しては事前の組織的意思決定として調定をすることが内部統制として有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。

延滞金の催告、中でも元本債権の一部または全部が未納である場合に当該 未納額と併せて納付書に記載して滞納者に送付することにより行われる延滞 金の催告については、調定を要するところの金額確定に当たるか否かについ て考え方が分かれる。

このような催告は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えているから、事実上は延滞金債権を確定させた前提で行われているものとして、事前に調定が必要ではないかと考えられる。

一方で、元本債権が完納されない限り延滞金は期間に応じて増加し続ける ものであるから、人為的に期間を区切って算出して催告しても、それは調定 を要するところの金額確定には当たらず、元本債権の完納をもって初めて延 滞金が確定する、という考え方もある。さらに、納付書に示された延滞金額 を債務者が納付することによって確定する、条件付きの確定であり、催告時 点で確定していないという理解も傾聴に値する。

調定を行わずにする延滞金の催告について、複数の課で見受けられる現状の実務運用は、収納率の向上を目指す有効な施策であり否定されるものではないが、債権管理の視点からは、また具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に対しては事前の組織的意思決定として調定をすることが内部統制として有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。

(4)【意見】(総括4)

税外収入の延滞金等の計算に用いる割合については、昨今の経済情勢を踏まえると相対的な割高感は否めないから、是非とも見直すことが望ましい。 併せて、収入を生じさせる原因となる事業の趣旨に鑑みて、一定の事業に係る収入については延滞金を軽減する、あるいは徴収しないことも可能となるよう、条例改正も含めた検討をすべきである。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは 必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感 があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。 民法改正による法定利率が年3%と予定されていることも念頭に、全体的な統一感を持って割合を下げることが経済合理的である。同時に、事務の簡素化による徴収コストの経済性にも鑑み、100円単位未満の切捨て運用を図ることも一案である。

さらに、奨学金の返済問題や教育の無償化が議論される昨今、収入の原因となる事業の趣旨を勘案して、一定の事業に係る収入の延滞金については、 軽減ないし不徴収の配慮も有益であると考えられ、条例等の改正等による対 応が望まれる。

(5)【結果】(総括5)

歳入の調定は、歳入の内容を調査して収入金額を決定し回収すべき債権について対外的な権利行使の起点を画する内部的意思決定行為であるが、適時に調定を実施していない事例が見受けられる。適時の調定は、債権回収のために欠かせず、債権の所管課以外の課がモニタリングをするためにも重要である。また、県が有する債権額を正しく把握し情報公開する観点からも、適時に調定を実施することが必要である。

一般企業においては、複式簿記の原理に従って、例えば貸付を実行した場合には、貸付金という債権が仕訳を通じて計上され、その債権の回収という流れで管理処理される。決算においては貸借対照表に決算日時点の貸付金残高の総額が資産として計上される。

一方、地方公共団体においては、債権は、法令、条例、契約等により生じるが、その発生と同時に会計処理をするという運用はされておらず、納期限が近づいてきて納入の通知(企業会計における請求)が必要になったので調定する、という運用が広く見受けられる。貸付等が実行された時点では調定はされず、分割返済の期限到来前に期限を迎える返済予定額のみが調定され、納入の通知が発せられるということであり、収入に関して財務会計システムには調定の結果しか反映されないから、期限未到来の貸付金残高に関する情報は財務会計システムとは別に債権管理簿として登録されるという仕組みがとられている。

このような調定の運用については、債権管理の面からは工夫の余地があると考えられるが、少なくとも、調定の遅延や未実施により回収が遅延したり滞納が誘発されることは許されない。

しかし、今回の調査において、分割納付の定めがない一部の債権について は調定が適時になされておらず、実態としては未収金が発生しているものの 財務会計システムに登録されず、債権及び未収金として認識されていないも のが見受けられた。 このように調定が遅れる一因として、県の規則に従うと、調定は納期限の前 20 日以内に行わなければならない、すなわち納期限の 21 日以上前には行えない、という理解があるようである。

しかし、奈良県会計規則第 12 条によれば、法令又は契約に定めのある場合は、納入通知書を発する日から 20 日以内の日に納期限を定める必要はないから、合理的理由により納入義務者との合意があれば、その合意による時期を納期限として、その収入の発生の原因となった事実が生じたときに調定を行わなければならない。

さらに、法令又は契約により分割納付の定めをした場合について、奈良県会計規則は、当該法令又は契約に定める納期限の到来ごとに当該納期限に係る額について調定を行うものとしているが、これも納期限が近づいてきたから調定するという思考の表れである。しかし、歳入の調定は、歳入の徴収に関する内部的意思決定であり、債権の発生を画する行為であるから、その収入の発生の原因となった事実が生じたときに行う、納期限にとらわれずに行われるのが原則であると思料する。

例えば大阪府財務規則は、分割納付に係る調定について例外的な取扱いを 定めておらず、また特定の納期限を指定する必要のあるものについての取扱 いをただし書きにより明確化しており、県職員の現状認識を改めるに際して の参考になる。

会計課は、毎年度、財務会計システムの繰越調定額を基礎として収入金収入未済額調書を作成し、この調書に基づいて、行政経営・ファシリティマネジメント課が未収金の状況をモニタリングしている。

しかし、歳入が適時に調定されない場合、当該歳入が未納となった場合には収入未済額に含まれてこないから、所管課以外では知ることができなくなり、全庁的なモニタリングの対象より外れることとなる。また、財務会計システムの情報を基礎として作成される財務書類を通じて公表される財産の額が実態と乖離することとなる。

効果的な債権管理及び正しい情報公開のため、適時に調定を実施すること が必要である。

(6)【結果】(総括6)

一部の債権については、債権の管理が適切に行われておらず、督促や滞納処分等の回収事務において、形式的で実効性の薄い手続きに留まっていたり、超長期の分割納付が約定されるなど、全額を回収するという積極性に欠けるのではないかと危惧する事例が見受けられる。

<u>こうした状況やこれまでに述べた「総括的な結果又は意見」を踏まえると、</u> 平成 17 年度の包括外部監査においても指摘をされていたように、県として 「未収金回収を指導・支援する」機能の一層の強化が不可欠である。単なる情報共有にとどまらず、各部局の課題解決に向けて具体的に指導・支援する機能とリーダーシップが求められる。

地方公共団体における債権管理事務は、債権の発生、調定、納入通知に始まり、収納あるいは、滞納処分、強制執行を経て消滅していく一連の流れとなっている。これについて調査したところ、債権管理簿の未収金残高と財務会計システムの未収金残高に乖離があるまま放置しているもの、財産の差押えを実施したものの公売を実施せず複数年にわたりそのままにしているもの、また、100年を超える期間の分割納付を約定したものなど、適切ではない事例が散見された。債権管理事務が属人的となっており、組織的な管理がなされていないおそれがある。

平成 18 年度以降、未収金対策推進連絡会議(以下、連絡会議)が開催され、 未収金対策の効果的な取り組みに向けた情報交換や連絡調整が積み重ねられ、 債権の管理マニュアル等の整備が推進されてきたことを踏まえて、今回の「総 括的な結果又は意見」に至った現状を見渡すと、これまでのように連絡会議 を継続することがどこまで実効性を発揮するのかは疑問である。マニュアル 整備により各課の自助努力向上を促進するだけでは足らず、各課の個別課題 に対して直接的に指導・支援する機能が県として必須である。そして、まず は今回の包括外部監査における「包括的な結果と意見」に対する措置を推進 することから着手されたい。

(7)【意見】(総括7)

今回確認した債権の中には、昭和の時代からの未収金など長期間回収されないまま残っているものが散見された。限られた人員で回収の実効性を高めるためには、回収コストを勘案した機動的な対応が必要である。回収が困難な債権については、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や地方自治法第180条第1項の規定に基づき知事専決処分事項として議会の指定を受けて実施する債権放棄(以下「委任専決処分による債権放棄」という。)の実施も含めた、より効果的、効率的な管理方法を全庁的に検討して実施することが必要である。

今回調査した債権の中には、昭和の時代より長期間回収されないまま残っているものが散見された。私債権については、時効期間が経過したとしても債務者の時効の援用がない場合は、不納欠損処理を行うため債務者の所在調査と財産調査が必要となるが、特に少額の債権については、債権額よりも多くの費用がかかるおそれがあり、不納欠損処理がすすんでいない。

県の債権は県の貴重な財産であるため、まずは債権管理を強化、徹底し、 債権回収の効果を可能な限り高めることが必要である。

しかしながら、債権は発生から年数が経過するほど回収が難しくなるため、 県が有する債権の中には実質的に回収が困難な債権が多く含まれると考える。 回収が困難な債権をそのままにすることは、効果的、効率的な債権管理を妨 げ、かえって県の貴重な財産を損なうおそれがあると考えられる。

安易な債権放棄の実施は認められるものではないが、回収可能性が極めて低い債権については債権放棄を進めることにより、回収可能な債権に人員や時間等の資源を集中することで、より効果的、効率的な債権管理が実施可能になると考える。

近畿 2 府 4 県においては、大阪府、京都府及び兵庫県のように債権管理条例を制定し、議会の議決を経ず、機動的に債権放棄を行っている自治体がある。滋賀県のように地方自治法第 180 条第 1 項に基づき、1 件 20 万円以下の権利を放棄することを知事が専決処分できるよう指定を受けている自治体もある。県は、このような近隣府県の状況も踏まえて、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的、効率的な管理方法を全庁的に検討して実施することが必要である。

第3 債権、未収金の情報開示

(1)【結果】

平成 29 年度に県が公表した平成 28 年度の全体会計貸借対照表における長期貸付金、短期貸付金、長期延滞債権及び未収金は、統一的な基準に基づいて作成されてはいなかった。県は本来求められている統一的な基準に基づく財務書類の公表を行うとともに、債権管理簿等の原簿と照合することにより、公表される数値の妥当性を確認するべきである。また、県は、統一的な基準に基づく財務書類の数値と財産調書及び収入未済額調書など、他に県が作成する公文書の数値との乖離を分析し、情報の信頼性と精度をより一層高めるべきである。

県は、平成28年度の財務書類を平成29年度に作成、公表しているが、平成28年度の財務書類のうち、長期貸付金、短期貸付金、長期延滞債権及び未収金については、平成27年度末の公会計システムの金額を開始貸借対照表の期首残高とし、これに平成28年度に貸付、発生等により増加した額と償還、回収等により減少した額を加減算して算出していた。

統一的な基準における財務書類作成要領によれば、開始貸借対照表の期首 残高は、既存の各種台帳等の原簿を活用して棚卸的に調査の上、作成するこ とが求められており、統一的な基準に沿った取り扱いとはなっていなかった。 また、公表された全体会計貸借対照表の数値は、財産調書及び収入未済額 調書など、他に県が作成する公文書の数値とも異なっており、実態から乖離 した結果となっているおそれがある。

県は本来求められている統一的な基準に基づく財務書類の公表を行うとともに、債権管理簿等の原簿と照合することにより、公表される数値の妥当性を確認するべきである。また、県は、統一的な基準に基づく財務書類の数値と財産調書及び収入未済額調書など、他に県が作成する公文書の数値との乖離を分析し、情報の信頼性と精度をより一層高めるべきである。

第4 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

(1)【結果】

<u>滞納処分(差押)を実施したものの、その後長期間にわたって換価がなされていない</u>滞納債権があった。

自動車税について抽出調査を行った結果、自動車税事務所において、過去に不動産を差し押さえたものの、換価の手続を実施していないものがあった。 当該未収金については、公売を実施しても買い手がつかない可能性があり、 換金可能性が低く、換価額と公売に係る経費を比較して経費の方が多額に発 生すると判断して、長期間にわたって換価の手続が実施されていなかった。

確かに、滞納者の財産を差し押さえると時効の中断(民法第 147 条)の効力が生じ、差押が継続している間は中断の効力が継続する(国税不服審判所平成 22 年 2 月 22 日 裁決)ことから、差押えは請求権の消滅を防ぐ意味では効果のある手続である。また、滞納者に滞納債権の納入を促すための手立てにもなり得る。

しかし、差押え後長期にわたって換価の手続がなされなければ、差し押さえたままの滞納案件について、回収は遅々として進まず収納率の向上に寄与しない。全体の未収金額は、年々減少を続けているが、不動産の差押えを実施しても換価の手続が進んでいない滞納債権については、改めて換価可能な財産がないか財産調査を実施して収納を進める必要があり、換価可能な財産がないのであれば、差押えを解除して不納欠損処理を進める必要がある。

(2)【意見】

自動車税事務所では、滞納処分が実施できていない債権が多数あり、特に 換価の手続が追い付いていないため、徴収体制の強化を図るか、より効率的 に徴収できる仕組みを構築すべきである。

自動車税事務所においては、給与や預貯金等の比較的換価容易な財産が判明した債権への対応を優先し、事務所を統廃合した平成 27 年以降は、不動産の新たな差押えや換価の手続は行わず、不動産以外の財産への差押え替えによる回収と、滞納処分の執行停止を経た未収金の欠損処理を進めているのが現状である。

県と平成 29 年度の一人当たり都道府県税収入額が近似している都道府県との税務人員数を比較すると以下のとおりであり、県は税務人員一人当たりの取り扱い税額が多額となっている。税務人員数が少ないことが財産処分の処理が追い付いていない要因の一つとなっている可能性があり、様々な取組により収納率は向上しているものの、これらの都道府県の中では収納率は一番低い状況にある。税の徴収体制の強化を図るとともに、例えば税システムの改修を進めるなど IT を有効活用することにより、より効率的に税務事務を実施できる仕組みを導入する必要がある。

	県税 (単位: 百万円)	人口 (単位: 千人)	県民一人当たり 県税額 (単位:円)	税務人員数(単位:人)	税務人員 一人当たり県税額 (単位:百万円)	税務人員数 出典元	県税額 出典元
奈良県	121,032	1,348	89,786	112	1,081	『平成29年奈良県人事行 政の公表』	『平成29年度 一般会計 決算の概要』
沖縄県	128,359	1,443	88,953	171	751	『平成29年度沖縄県人事 行政の運営等の状況』	『平成29年度決算概要 (資料)』
和歌山県	95,446	945	101,001	153	624	『平成29年度県人事行政の運営等の状況』	『和歌山県歳入歳出決 算書』
高知県	79,905	714	111,912	134	596	『高知県人事行政の運営 等の状況』	『平成29年度決算見込み(詳細編)』
長崎県	116,904	1,354	86,340	207	565	「正成20年度 重行政の	『平成29年度決算見込 みについて』
鳥取県	54,605	565	96,646	97	563	『鳥取県人事行政の運営 等の状況(平成29年)』	『平成29年度一般会計 決算について)』

(出典:平成 29 年度の各出典元から監査人が集計(人口については、『総務省統計局人口の動向(平成 29 年 10 月 1 日現在)』。)。平成 29 年度の一人当たり都道府県税収入が、県と近似している都道府県を抽出した。なお、人事行政の運営状況等の公表資料で税務人員数が判明しなかった秋田県、熊本県、宮崎県、島根県は除外している。)

(3)【結果】

<u>県税の延滞金について本税を払い終わり延滞金額が確定しているものにつ</u>いては、歳入の調定を行うべきである。

税務課は、税の延滞金について、収納時に歳入の調定を行っており、いわゆる事後調定をしている。

しかし、本税が完納された時点で延滞金として納入すべき金額は確定しているのであるから、歳入の調定を行う必要がある。本税であろうと延滞金であろうと、県の確定した債権であることには変わりはなく、後者のみ事後調定とすることは整合性を欠いている。

県の平成 29 年度末の延滞金の滞納額は、以下のとおり 627,287 千円となっており、本税の滞納額の 24.8%にのぼる。本税が完納された滞納延滞金額でも243,545 千円と本税の滞納額の 9.6%にのぼる。ただし、これらの延滞金の滞納額には県で把握できない県民税(個人)(森林環境税(個人)含む。)が含まれておらず、これを考慮すると延滞金の滞納額は本税の 73.3%にものぼる(本税が完納された滞納延滞金額でも本税の滞納額の 28.5%にのぼる)。

これまで延滞金の未納額は収納された場合にのみ調定されていたので、本税が不納欠損されても当該本税に係る滞納延滞金は不納欠損額には反映されていない。不納欠損は、滞納処分を実施しても収納できずに県の債権が失われた際に実施するものであると考えられる。延滞金についても、地方自治法第231条の3第3項において、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされていることからすると、県の債権が失われているにもかかわらず、不納欠損に反映されないことは著しく不合理な処理と言わざるを得ない。

また、延滞金の未納額については、本税が完納されてから1か月以内に、 当該延滞金額を記載した納付書を送付することにより滞納者に催告しており、 その催告は予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備 えているから、この点からも事前に調定が必要ではないかと考えられる。

第5 生活保護費徴収金及び生活保護費返還金

(1)【結果】

生活保護費返還金にかかる未収金について、マニュアルに記載されている 債務者と取り交わすべき書類の一部が入手されていない。当該書類は時効を 中断する効果を発揮し、訴訟の証拠資料となるなど極めて重要な書類である ため、確実な入手と保管を実行する必要がある。そのためには、保管に関する事項をマニュアル等に定める必要もある。

調査で確認できなかった資料は債権管理簿を作成する上での根拠となる資料でもあり、債権管理簿を適切に作成し、時効の管理を含め未収金の収納管理を適切に行うための基礎資料である。当該重要性に鑑み、今後は適切に入手するとともに、

保管に関する事項もマニュアル等に明記するなどして、入手と保管を漏れなく励行する必要がある。

(2)【結果】

分割納付の期間が平成 17 年 4 月から平成 126 年 7 月までと完済まで 100 年以上を要する分納の特約が行われているが、現実的に完済されるとは考え にくく、履行期限の延長に関連する法律の規定等を斟酌して、当該分割返済 の特約の見直しも含め、今後の運用について適切に行われたい。

平成 16 年に調定した 78 条徴収金にかかる未収金の一部に、平成 17 年 4 月から平成 126 年 7 月までの分割納付申請をうけ、県がこれを承認しているものがあった。

100 年を超える履行期限を定めても現実的には最後までの回収が困難であると考えられ、担当課もマニュアルにより、履行期限から5年ないし場合によっては10年以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならないと自ら定めているから、免除も視野に入れて、特約の見直し及び適切な運用を励行する必要がある。

● 履行延期の期間

履行延期の期間は、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該 履行期限の特約等をする日)から5年(地方自治法施行令第171条の6第1項に該当 する場合には10年)以内において、その延長にかかる履行期限を定めなければならな い。

(出典:生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル (県作成))

(3)【結果】

債権管理について、吉野福祉事務所は財務会計システムと債権管理簿の照合を行なっている一方で、中和福祉事務所では財務会計システムとの照合を行なっていない。債権管理簿と財務会計システムとの照合は、未収金を管理するうえで必要な事務となるため、照合する必要がある。

また、吉野福祉事務所と中和福祉事務所のそれぞれについて、財務会計システムと債権管理簿の残高を照合したところ、中和福祉事務所で差異が生じていた。差異内容を把握するとともに、今後差異が生じないように事務の正確性を向上させる必要がある。

県の債権は公平に徴収することは当然のことであり、仮に歳入の調定が漏れていた場合には徴収義務を果たしていないとも言え、問題がある。また、仮に入金があったにもかかわらず債権管理簿に適切に記録されない場合には、二重で収納をする可能性があり問題がある。

したがって、財務会計システムと債権管理簿の整合性を定期的に確認するなどにより、債権管理の正確性を確認し、徴収の公平性を担保する必要がある。

(4)【結果】

中和福祉事務所において、担当者一人が債権管理簿を作成・管理しており、 別の担当者による債権管理簿のチェック等が行われていない。債権管理の正 確性を担保し、属人的な債権管理を防止する観点から、債権管理簿作成担当 者とは別の担当者が債権管理簿をチェックするなど債権管理簿の誤りを防止 する体制を整備する必要があると考える。

中和福祉事務所の債権管理については、一人の経理担当者が債権管理簿を 作成し管理している。担当者が作成した債権管理簿は上席者が再度確認する ことなく、前述のとおり財務会計システムとの整合性を確認することも行っ ていない。

このような状況では、歳入の調定をすべき債権が漏れていたとしても、あるいは催告などの事務で、二重に請求するなど誤りが生じていたとしても防止できない体制であるため好ましくない。また、定期的なジョブローテーションの際には、債権の管理方法に差が生じるなど債権管理の水準が属人的になる恐れもある。実際、中和福祉事務所の債権管理簿では、本来債権管理簿の「調定年月日」、「納入期限」及び「収入年月日」に日付を記載すべきところ、該当欄に日付を記載しておらずエクセルの欄外で督促の日付や入金の日付を入力しているものや、入金額の記載がされておらず入金されているか否か判断できないものもあるなど、年度ごとに債権管理簿の作成水準が異なっており、債権管理が属人的になっている点も見受けられた。

したがって、債権管理の正確性を担保し、属人的な債権管理を防止する観点から、様式への記入例を作成するとともに、債権管理簿作成担当者とは別

の担当者が債権管理簿をチェックするなど債権管理簿の作成水準を統一化する体制を整備する必要があると考えられる。

(5)【結果】

中和福祉事務所の不納欠損処理について、すでに時効を迎えた債権について不納欠損処理を行っていないものが存在するため、不納欠損処理の事務を整理する必要がある。また、資力のある債務者に対して時効が到来する債権については、納入確約書を徴収し、時効の中断を促す必要がある。

78 条未収金及び 63 条未収金は、いずれも公債権に該当することから、時効起算日から 5 年を経過した時に消滅する。中和福祉事務所に不納欠損の処理方法を質問したところ、時効起算日から 5 年を経過した債権(以下、「債権A」という。)であっても、異なる事由で生じた債権(以下、「債権B」という。)が残っている場合には、債権Bの今後の回収事務に悪影響を与えることから、債権Aの不納欠損処理を行っていないとの回答を得た。確かに、時効起算日から 5 年を経過した時に A 債権について不納欠損処理を行った場合には、債権 A の催告がなされず、時効による債務の消滅について債務者が知ることにより、債権 B までもが時効による消滅を期待して回収できなくなる可能性があることは理解できる。

しかしながら、マニュアルによれば、債務履行能力があるにもかかわらず、 納入しない者に対しては、定期的に督促を行い、時効の中断を図るため随時 に納入確約書(様式例-15)を徴収する旨の定めがあり、上記の事案であれば、 納入確約書を徴収すべきであったと考えられる。

公債権において、時効の援用が不要とされ5年で消滅するとしている理由としては、税外債権の管理マニュアルによれば「地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権について、時効の利益の放棄を認めることは、普通地方公共団体の債権債務の関係をいつまでも不確定にするため」とされており、時効を迎えた債権を県の債権として残しておく現状の事務は妥当ではない。また、時効の利益の放棄を認めることができないことから、仮に時効により消滅した債権について入金があった場合には、収受することはできず返金する必要が生じるため、現状の処理は早急に改める必要がある。

(6)【結果】

中和福祉事務所の時効管理の履歴が、適時に債権管理簿に記載されていないため、いつ時効を迎える債権であるか判断がつかない状況にある。時効管理方法について周知・徹底が必要である。

時効の中断があった場合には、ケース台帳の経過欄に内容を記載することとなっているが、債権管理簿を確認したところ、債権管理簿への記載が漏れている事案が散見された。また、直近に時効を迎える債権のうち、債務者に資力があるにもかかわらずこれを安易に時効にすることは納税者の立場からは不合理であり、マニュアルの定めに従って納入確約書を入手する必要があるが、現状の時効管理ではこれを失念する可能性もある。

担当者に時効の管理方法を確認したところ、財務会計システムの調定日付をもとに管理している旨の回答を得たが、時効の中断要件は調定日付以外に様々なものがあることを考慮すれば、財務会計システムの調定日付ではなく、債権管理簿で時効管理を行う必要があり、より慎重に債権管理簿への記載を行う必要がある。また、現状はエクセルのシートごとに時効の中断の日を記載しているが、直近に時効を迎える債権を失念しない観点から一覧表で安易に時効を迎える債権を特定できるよう工夫が必要と考える。

(7)【意見】

中和福祉事務所について、発生年度ごとに作成したエクセルにケース台帳 ごとのシートを作り管理しているが、未収金として残存するもの、完納済の もの及び不納欠損処理済のものをすべて1つのエクセルで管理しているため、 日々の債権管理に非効率が生じていると考えられる。事務の効率化の観点か らそれらを別のエクセルに分けて管理するなど管理方法について検討された い。

中和福祉事務所の債権管理の方法として、一覧表で未収金の管理を行っているのではなく、発生年度ごとに作成したエクセルにケース台帳ごとのシートを作り管理している。そのため、非常に多くのエクセルファイル及びシートにより管理をしていることから、債権管理簿と財務会計システムとの整合性の確認も容易には行えない状況にあった。

また、年度ごとのエクセルには、未収金として残存するもの、完納済のもの及び不納欠損済のものが混在していることから、集計しにくく、また誤りが生じやすい状態になっている。未収金として残存するものは今後の入金、督促及び催告などの管理に使用頻度は高いと思われるが、完納済のものや不納欠損処理済のものは今後の使用頻度は少ないと考えられる。

したがって、債権管理の効率化の観点から、すでに完納済の未収金や不納 欠損処理済の未収金については、別のエクセルで管理することを検討された い。

(8)【意見】

生活保護に関する未収金は、債務者の数、調定の頻度及び時効の中断の種類等を考慮すると膨大な債権を管理するための事務があると推察される。現状はエクセルで管理しているが、記載漏れが散見されるなど現状の管理方法に限界が来ているとも考えられるため、例えば、財務会計システムに現状の収納管理に加え債権管理簿の要件を満たす時効の管理機能を組み込むなど、システムによる正確性及び効率性の向上を図られたい。

生活保護に係る未収金の管理は、両福祉事務所ともエクセルで管理しており、時効も目視で確認している状況である。その一方、債権数でみれば、中和福祉事務所では 3,000 件以上の未収金を管理しており、日々の入金管理、時効管理、新規の登録などを考慮するとエクセルの管理ではかなりの事務負担が生じていると考えられる。

実際に、中和福祉事務所の債権管理簿は、時効の中断に関する履歴が記録 されていないなど、適正な債権管理が行えていない点も見受けられる。

また、今回監査対象になった他の担当課の未収金についても、エクセルで管理しているものがあり、時効管理などで一定の事務負担が生じていると考えられる。

したがって、例えば、歳入の調定や納入通知の発送と密接に関連のある財務会計システムに債権管理の機能を付加し債権管理を行うことにより、庁内の多くの課で効率化につながる可能性があると考えられる。

(9)【結果】

中和福祉事務所の未収金の一部について、歳入の調定が漏れている事案が発見された。債権管理簿の作成水準を高めるとともに、歳入の調定の決裁を得る際には、債権管理簿との整合性をチェックし、調定すべき金額に誤りがないかを確認したのちに歳入の調定を行う体制を整備する必要がある。

債権管理簿を調査したところ、次の未収金の一部について歳入の調定が漏れている事案が発見された。

(単位:円)

年度	債権種類	ケース番号	徴収対象額
平成18年度	78条未収金	3501	989,044
平成21年度	63条未収金	5436	424,233
平成22年度	63条未収金	5653	185,700

歳入の調定が漏れている理由を調査したところ、債権管理簿の作成・管理 を担当者一人が行っており、各月において歳入の調定が必要な債権の管理が 行われておらず、決裁時にも管理監督者によるチェックがなされなかったた め、調定の漏れが生じたことを把握していなかったとのことであった。

県の債権は公平に収入することが重要であり、調定が漏れるということは あってはならない。歳入の調定のチェック体制を見直すとともに、今後はこ のような誤りが生じないよう注意が必要である。

(10)【結果】

時効が到来した未収金について、誤って収入している。今後の時効管理を 適切に行うとともに、すでに誤って収入した金額については返金する必要が ある。

生活保護負担金は、公債権であるため時効の中断がない限り時効起算日か ら 5 年を経過した時に時効を迎えることになるが、以下の債権は、時効は中 断しておらず、時効を迎えたのちに未収金を収受しており問題がある。

(単位:円 <i>)</i>	
入金額	Ī

年度	債権種類	ケース番号	調定年月日	入金日	入金額
平成16年度 63条未収金	62冬土旧今	3016	平成17年10月28日	平成24年2月21日	2,000
	03宋木収並		平成17年11月28日	平成24年2月21日	2,000

今後の債権管理については、時効管理を適切に行い、適時に不納欠損処理 を行うなど時効を迎えた債権を収受しないような体制を整備することが必要 となる。

(11)【結果】

滞納者から延滞金を徴収すべきである。やむを得ない理由で延滞金を徴収 しない場合には、その理由を決裁により明確化しておく必要がある。

県は63条未収金及び78条未収金について、すべての滞納者から全く延滞 金を徴収しておらず、条例に違反している可能性がある。ただし、「県の税外 収入に係る延滞金の徴収に関する条例」では、税外収入を納期限内に完納し なかったものでその完納しなかったことについてやむを得ない事由があると 認められる場合においてのみ、延滞金の徴収の免除が認められる。やむを得 ない事由に相当するか否かについては、担当者の属人的な判断によらず、根 拠を明確化して事後的に説明できるようにしておく 必要がある。知事による 決裁を得た規則などで延滞金の免除要件等について明記しておくのも一案で ある。

第6 看護師等修学資金返還金

(1)【結果】

<u>県は現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべき</u>である。

平成 29 年度に県が受領した借用証書をすべて閲覧した結果、県は修学資金を貸与する前段階で、請求書と同時に借用証書を入手している例が見受けられた。

施行規則では、修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書を入手することになっており、また当該借用証書には「上記のとおり借用しました。」とあることから、字義的には、借用証書を入手すべき時期は実際に貸与した後であると読める。

債権管理上、借用証書が金銭貸借の証拠書類となることから、貸与後に入 手できない危険性を回避する現行の実務は否定されるべきではないので、現 状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。

(2)【意見】

<u>一括貸与願書で複数月分の一括貸与申請があった場合は、できるだけ早い</u> 時期に貸与するのが望ましい。

修学資金は毎月貸与が原則であるが、複数月分の一括貸与も例外として認められている(条例第2条)。実際に一括貸与願書には、「学費・生活費に充当するため」「学費納付及び教材等購入の為」「学費納入のため」等の理由が記載されていることからすると、修学生は複数月分の前倒しでの貸与を望んでおり、これに応えることが一括貸与の趣旨と考えられる。したがって、申請対象期間の初月に対象期間の貸与額の合計金額を貸与すること、例えば、4月~6月を申請対象期間とした場合、申請対象期間初月の4月に4月~6月の3か月分の修学資金を一括貸与するのが望ましい。

しかし、現状の一括貸与の運用はむしろ後倒しの貸与になっており、原則 どおりに毎月貸与を受ける場合よりも修学生にとって不利な運用になってい る。

事前の申請スケジュールを見直すなど、申請対象期間の初月に貸与できる 仕組みを構築すべきである。

(3)【結果】

県は修学資金の返還の延滞者に対し、延滞金等の徴収をすべきである。

担当課では、理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収しておらず、債権管理マニュアルどおりに運用されていない状況である。実質的に平成 17 年度の包括外部監査の指摘が無視されており、返還免除を受けるために県内の対象施設で看護業務に従事した者、あるいは免除を受けることが出来ずに期限内に修学金を返還した者と、滞納者との間での公平性が確保されていない。

県は、債権管理マニュアルに従い、延滞金等の免除理由に該当しない滞納 者からは延滞金等を徴収すべきである。

(4)【意見】

貸与条例における延滞金等の割合の変更を検討することが望ましい。

修学資金の貸与が県内において業務に従事する看護師等の充足を図るという趣旨からすれば、修学支援奨学金貸付金元金収入等(修学支援奨学金・育成奨学金)及び同和対策専修学校等修学資金等貸付金の延滞金等の割合が年10.75%であることに比べ、延滞金等の割合が年14.5%と高い割合であることは理解できるが、修学生に貸与を受けた修学資金を返還する義務が生じたとき、年14.5%の割合は修学生にとって相当な負担となり、延滞金等返還の滞納要因になる可能性がある。

民法上の金銭債務の損害賠償金は、但し書きで「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」(民法第 419 条)とあるものの、5%(民法第 404 条)、改正民法では 3%の予定である。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは 必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感 があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。

第7 旧県立五條病院医業未収金

(1)【意見】

回収が困難な債権については、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき知事専決処分事項として議会の指定を受けて実施する債権放棄(以下「委任専決処分による債権放棄」という。)の実施を検討すべきである。

県が債権を放棄するためには、法律や条例に特別の定めがなければ、議会の議決が必要である。この議会の議決を経て行う債権放棄の前提として、真に回収が困難であるか説明責任を果たすため、債務者の所在調査や財産調査が必要である旨が示されている。

しかし、旧県立五條病院医業未収金に関する債権は少額のものが多く、所 在調査等に要する費用を上回るだけの回収が見込めない債権も含まれており、 現に調査が進んでいないという実態もある。このような状況に鑑みると、特 に債権金額が債権の回収に要する費用に満たない少額の債権については、債 権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄に実施が 有用であると考えられる。

奈良県に隣接する他府県では、大阪府、京都府及び兵庫県のように債権管理条例を制定し、議会の議決を経ず、機動的に債権放棄を行っている自治体がある。また、滋賀県のように地方自治法第180条第1項に基づき、1件20万円以下の権利を放棄することを知事が専決処分できるように指定を受けている自治体もある。県は、このような近隣府県の状況も踏まえて、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的、効率的な債権管理方法を検討して実施することが望まれる。

第8 精神障害者社会復帰施設運営補助金返還金

(1)【結果】

県が有する債権額(未収金)は12,424 千円であるのに対し、調定は12,420 千円として行われ、この差額の発生が把握されていたにも関わらず訂正が なされていない。県の財産の状況を正確に把握・管理するために、適時適 切に調定を行うことは当然であるが、誤謬について速やかに改める意思と 行動の必要性について再認識されたい。 歳入の調定は、歳入の内容を調査して収入金額を決定し回収すべき債権 について対外的な権利行使の起点を画する内部的意思決定行為であるため、 適時適切に行うべきである。また、事務上の誤りを認識したのであれば速 やかにこれを修正する健全な精神を発揮されたい。

(2)【結果】

会計局は連帯債務者に請求する場合における財務会計システムへの登録方 法を定めてこれを各課に周知するとともに、担当課においてはそれに沿って 適切な登録を行う必要がある。

当未収金については、財務会計システムに連帯債務者の人数分だけ個別に債権の登録が行われたことにより、各連帯債務者に対して未収金が個別に認識されており、県の債権残高が連帯債務者の数の倍数だけ過大になってしまっている。

会計局は、これを避けるための登録方法を理解しているものの、このような例外的な事項についての処理方法を定めて周知することは、誤解と誤謬を招く恐れがあるので実施すべきでないとの見解を示している。

しかし、このような場合についてこそ一定の方法を周知しないと、担当課に誤解と混乱が生じるだけである。消極的な不作為が現に不適切な結果を招いている現実に留意しなければならない。会計局は、連帯債務者に請求する場合における財務会計システムへの登録方法を定め、各課に周知することによって職責を果たすべきである。そのうえで、担当課は決算書の誤りを防止するため、現在の財務会計システムの登録方法を改めるべきである。

第9 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権

(1)【意見】

利用実績の少ない貸付金が母子父子寡婦貸付金の制度として残っているが、 利用実績の少ない貸付金についても担当者は制度を理解する必要があるなど 一定の事務負担が生じている。貸付金の種類については、法律などで定めら れているため、県は独自に廃止できないものの、事務の効率化を図る観点か ら、利用実績の少ない貸付金については、国へ廃止を提言するなど、効率化 に向けた働きかけを行うことが望ましい。 利用実績の少ないあるいは実績のない貸付金については、貸付事務を行う 担当者は制度を理解しておく必要があるなど、一定の事務負担が発生してい る。

事務の効率化を図る観点からは、利用実績の少ないあるいは実績のない貸付金については、当初の制度目的を達成したものとして廃止するなどの検討が望まれる。しかしながら、貸付金の種類は法律で定められたものであり、県独自の判断で取りやめることはできない側面があることから、国への提言の機会に貸付種類の削減を要望するなど、事務の効率化に資する働きかけを行うことが望まれる。

(2)【意見】

長期間回収がない貸付金について、財産調査や所在調査を行うなどの事務 負担が生じている。回収の見込みが少ない貸付金については、時効の援用を 得る前に不納欠損処理を行えるよう、債権管理条例の規定に基づく債権放棄 や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的効率的な管理に 注力できる全庁的なルールの整備改廃が必要である。

母子父子寡婦貸付金の事業が、母子家庭など一般に経済的に救済を必要とする家庭を対象にした貸付であるため、返済に長期間を要するという側面がある点は理解できるが、回収が見込めない債権を保有し続けることは、債権管理の事務コストを増大させる要因となること及び県の財産管理にも影響があると考えられる。

安易な債権放棄の実施は認められるものではないが、上述した長期滞留債権の状況を踏まえると、回収可能性が高く督促等コストに見合う債権徴収に人員や時間等の資源を集中できるように、債権管理条例の規定に基づく債権放棄や委任専決処分による債権放棄の実施も含めた、より効果的、効率的な債権管理方法を検討して実施することが望まれる。

(3)【結果】

貸付金を納入期限内に返済しなかったことによる違約金については、収納があるときまでその発生額が確定しないという理由で、県は調定をしていない。

しかし、貸付金元利金の返済(分納を含む。)により違約金の額が確定した ものについては、調定により県としての債権が存在することを確認しなけれ ばならず、また県民に示す観点からも、適時に調定して県の財産として管理 する必要がある。事後調定をする理由は無い。 県は、違約金について、延滞している債権を収納するまでは滞納日数を確 定できないことを理由に、調定を行っていない。

しかし、違約金は、延滞の期間に応じてその金額が決まるから、一部でも 元本が返済されたものに対して違約金が確定していることに議論の余地はない。

元利金が完済されたものから生じる違約金について調定を行う場合は、母子父子寡婦システムから違約金データを出力し、調定を行うことが考えられるが、現状の母子父子寡婦システムでは、過去に不徴収決定した違約金と不徴収決定していない違約金とがデータに含まれている可能性があり、しかも過去一定時期以前について両者の区分ができない状況にあり、債務者に請求する違約金を過去の元利金完済分すべてについて特定し調定することは事実上不可能である。

これを踏まえると、例えば、直近5年以内に完済された元利金に係る違約金に限定して不徴収決定の有無を調査し、不徴収決定がない違約金は調定するとともに、完済から5年超の元利金に係る違約金相当については、すべて包括的に不徴収決定を行うということが考えられる。その後、不徴収決定のある違約金をすべて母子父子寡婦システムから消去することで母子父子寡婦システムの違約金が整理され、それ以降は適切な調定が可能になると考える。

第10 児童保護措置費保護者負担金

(1)【意見】

県は財務会計システムの調定額及び収入額をもとに、手作業で債権管理簿 を作成しており、一定の事務負担が発生しているため、財務会計システム内 で債権管理簿を自動作成する機能を付加するなど事務事業の効率化が望まれ る。

当債権について、全体の推移を一覧にして債権管理に役立てること、及び「児童保護措置費保護者負担金未収金対策手引き」第3(1)により債権管理台帳を設けることが求められていることから、所管課にとって債権管理簿の作成は必要な業務である。

しかし、財務会計システムから出力される入金情報(納入通知 No や氏名)をもとに担当者がエクセルに手入力して作成しており、相当の事務負担が発生している。財務会計システムから自動作成されるように改修することにより、事務の効率化につながると考えられる。

(2)【意見】

債権の回収業務に関する事務をすべて所管課の職員が行っているが、法律 の改正に伴い収納事務について民間委託が可能になったため、業務の効率化 の観点から検討を進められたい。

既述のとおり、当該債権に関する徴収事務は極めてシンプルであり、行政の判断が介在する余地は大きくなく、児童福祉法の改正により収納事務の民間への委託が可能となった。

特に同課が所管する母子父子寡婦貸付金事業においては、民間委託が行われていることから、一括で公募することにより事務の一層の効率化や一括委託によるコスト削減効果も期待できるため、民間への事務委託について検討することが望ましい。

(3)【結果】

児童保護措置費保護者負担金の徴収事務を定めた「児童保護措置費保護者 負担金未収金対策の手引き」(平成 18 年 8 月)が、県が行っている実際の事 務と異なっている。手引きに沿った事務を実施する、または、手引きを実施 している事務と整合するよう見直す必要がある。

「税外債権の管理マニュアル」によれば催告は、時期・頻度について規定はないもの、督促状による指定納付期限後速やかに文書、電話、現地訪問など債務者に応じて適切な方法により行うこととしている。県は、12月及び3月に催告を実施しているが、「税外債権の管理マニュアル」に沿った取り扱いとは言えない。また、催告の要件を満たした時に、即座に催告を行わなければ、催告の効果が限定的になる恐れがある。

本来、催告は 12 月及び 3 月といった、時期を定めて実施するべきではな く、手引に記載のとおり、早期に催告状を送付すべきと考える。

なお、手引は平成 18 年 8 月に策定されており、手引に記載されている様式も保管されておらず、現在使用している催告状が手引に定めたものであるか不明となっている状況や策定から 10 年以上が経過していることに鑑みると、税外債権の管理マニュアルを参考にしつつ、手引を見直す必要があると考える。

(4)【結果】

児童保護措置費保護者負担金の滞納者から、延滞金を徴収すべきである。 やむを得ない理由で延滞金を徴収しない場合には、その理由を明確化してお く必要がある。 県は児童保護措置費保護者負担金について、すべての滞納者から延滞金を徴収しておらず、条例に違反している可能性がある。ただし「県の税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例」では、税外収入を納期限内に完納しなかったものでその完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においてのみ、延滞金の徴収の免除が認められる。やむを得ない事由があり免除する場合には、担当者の属人的な判断によらないよう、根拠を明確化する観点から、知事による決裁を得た規則などで延滞金の免除要件等について明記しておくのも一案である

(5)【結果】

児童福祉法に定められる措置を行う際に、保護者から入手している申請・ 同意書について、記入項目が設けられているにもかかわらず未記入となって いるものがあった。申請・同意書は措置にあたり保護者との取り決めを記載 した重要な書類であるため、適切に記載するべきである。

申請・同意書は、措置の開始日など措置にあたり重要な事項を保護者と取り決める書類であり、保護者住所、氏名、措置年月日など措置に必要な事項が記入項目として設けられている。特に、措置開始年月日は負担金の開始年月日を示すこと、適用区分については、負担金の発生の有無を示すことから、未収金管理にとって非常に重要な項目である。したがって、申請・同意書に記載されている項目について、漏れなく適切に記載する必要があると考える。

(6)【意見】

債務者である保護者が死亡した場合、その時点までの未収金は、今後回収が見込まれない状況にあるが、消滅時効が成立するまで不納欠損処理を行っていない。事務の効率化及び財産管理の観点から死亡が確認された時点で不納欠損することが望ましいと考える。

債務者が死亡した場合には、当該未収金はの回収は見込めないこととなり、 当該未収金に対して債権管理を行うのは事務の非効率化につながると考える。 また、県の債権という財産を管理するうえでも回収が見込まれない未収金が 残存することは望ましくない状況と考えられるため、不納欠損処理を行うこ とを検討されたい。

(7)【結果】

平成 29 年度の不納欠損処理の対象債権は、主に平成 23 年度に調定したものを対象に行っているが、すでに平成 28 年度に時効起算日から 5 年を経過

<u>し不納欠損すべきであった債権も含まれている可能性があり、不納欠損処理</u>が適切に行われていない。

負担金は強制徴収公債権に該当することから、時効起算日から 5 年を経過した時に、地方自治法第 236 条第 2 項の規定により、時効の援用を要することなく当然に権利が消滅する。

したがって、平成 29 年度の不納欠損処理の対象には、平成 24 年度に調定 した未収金の一部も含めるべきである。

また仮に、平成 24 年度に調定した債権のうち時効を迎えた債権について、 入金があった場合には県で収入することができない状況であるため、返還す る必要がある点も留意が必要である。

(8)【結果】

保護者に納入の通知が到達しない場合、当該負担金の調定時期及び納入の 通知を遅らせているが、当該負担金について、措置対象の児童が措置施設を 利用した会計年度に調定をする必要がある。

負担金の所属年度を考えると、そもそも負担金は当該児童を施設等に入所させた際に、県が施設等に支払った費用(生活費、食費、医療費、教育費、事務費等)のうち、保護者が所得に応じて一部を負担するものであり、入所した月の属する会計年度が歳入の調定を行ううえでの所属年度と考えるべきである。また、地方自治法施行令も納入の通知を行う旨の記載はあるが、口頭、掲示その他の方法によって行うことが可能であり、納入通知が保護者に到達するか否かの基準をもって、歳入の調定を行う現状の事務は適切でないと考える。

(9)【結果】

「税外債権の管理マニュアル」に従い、債権管理簿に必要な事項を漏れな く記載すべきである。

債権管理簿への記載が必要な事項に関して、記載漏れが散見される。中には時効管理に必要な事項も含まれていた。所管課は、少なくとも時効管理に必要な事項を債権管理簿に含めるべきである。

(10)【結果】

平成 24 年度に発生した債権の一部について、納付の意思確認という時効の中断に該当する事実の債権管理簿への記録が残っていなかった。

納付の意思確認は時効の中断を示す重要な事実であるため、今後は債権管理簿に適切に記録するとともに、債務者から債務承認にかかる書面を入手する必要がある。

時効の中断の根拠となる納付の意思確認の記録が残っていない事例があった。

「児童保護措置費保護者負担金未収金対策手引き」第7(1)⑤イによれば納付の意思確認があった場合には、滞納者管理台帳に記載することが求められており、また、税外債権管理マニュアル(平成27年9月)においても、債務承認に近しい記載として分割納付の記載個所に交渉記録を適切に残すとともに、債務承認について書面の提出を求めている。

したがって、時効の中断の根拠となる情報として適切に債権管理簿に記録 するとともに債務者から債務承認にかかる書面を入手する必要がある。

第11 同和対策専修学校等修学資金等貸付金

(1)【意見】

県は分割納付の対象とした債務者の支払能力について、今後も定期的に調査を行い、賦払金の額(分割納付月額等)の見直しについて継続的に検討されたい。その調査においては、単に債務者等への事情聴取にとどまることなく、各種証明書等に基づく客観的具体的な検討にまで踏み込む必要がある。

分割納付を受ける場合の賦払金及び納付期間については、債務者と分割納付の交渉を実施した担当課の職員の判断に委ねられており、まずは継続的な元本回収を優先すべく、将来いつまで回収し続けなければならないかという納付期間よりも、今いくらまで回収できるかという賦払金の額を重視して決定されてきた。つまり、まず賦払金の額が決まり、その結果として回収期間が定まる。こうした運用を重ねてきた結果、分割納付者の賦払金は月額1,000円から11,000円程度、平均月額4,000円程度と幅が広く、平成29年度末時点での分割納付の残存返済期間は平均9年程度、長いもので50年程度となっており、奨学金の原則的な返済期間である20年(以内)と比して非常に長いものも見受けられる。

では、実際に賦払金の額を決める際に、どこまで債務者の支払能力について調査検討されたのか。担当課によれば、債務者への戸別訪問による事情聴取により判断されたとのことであるが、これを説明するに足るものは残っておらず、債務者の所得の状況、保有資産の状況など、支払能力に関して客観

的具体的な検討がされていない。また、債務者からの申し出がない限り、支払計画書は見直されていない。

「債権管理マニュアル」にあるように、分割納付の条件は債務者の支払能力によって決定されるべきものであり、同時にその支払能力の変動に応じて見直されるべきものと考えられるから、県は、分割納付の対象とした債務者の支払能力について、定期的に調査を行い、賦払金の額(分割納付月額等)の見直しについて継続的に検討すべきである。ただし、その支払能力の判定に際しては、債務者からの口頭説明だけでなく、所得証明書や納税証明書などを入手して、これまで以上に客観的かつ具体的に支払能力を検討する必要がある。この点は債権管理マニュアルの見直しも必要となる。

(2)【結果】

県は修学資金の返還の延滞者に対し、延滞金等の支払いを求めるべきであ る。

県では、免除理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収しておらず、債権管理マニュアルを作成したものの、その運用には至っていない。これでは、実質的に平成 17 年度の包括外部監査の結果が措置されたとは言い難く、期限内に修学資金を返還した者と滞納者との間での公平性が確保されていないままである。

免除理由に関係なく延滞金等を徴収しないのは、貸与条例違反である。 県は、債権管理マニュアルに定める延滞金等の免除理由に該当しない滞納 者からは延滞金等を徴収すべきである。

(3)【意見】

貸与条例の延滞金等の割合の変更を検討することが望ましい。

経済的な理由で修学が困難な者に対する支援という事業の性格上、10.75% もの延滞金等を徴収すると本来の目的が達成できないと判断して県が延滞金 等を徴収していない現状に鑑みると、延滞金等の割合が適正な範囲を上回っ ているものと推察される。

民法上の金銭債務の損害賠償金は、但し書きで「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」(民法第419条)とあるものの、5%(民法第404条)、改正民法では3%の予定である。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは 必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感 があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。

第12 中小企業高度化資金貸付金等

(1)【結果】

県は、条件変更を行った平成9年度時点において、担保物の追加や保証人の見直しなどを行い債権保全に努めることが必要であったと考えられ、今後の同種貸付案件においては、単年度猶予の条件変更を繰り返す前に、債権保全への対応を尽くす必要がある。

奈良県中小企業高度化資金貸付金については、担保として貸付対象施設及び不動産の提供が求められ、また、保証人として連帯保証人 2 名以上が要求されているが、県の A 組合への貸付は条件変更を行った平成 9 年度より、事業継続による事業収入からの返済が継続されてきた。これは、県が担保物件としている土地、建物を換価することは趣旨になじまないと判断し、事業を継続させながら債権を回収することを主導してきた結果である。

しかしながら、当貸付けは当初の最終償還年度から5年を経過した平成29年度末時点に至っても、貸付額の6割超1,329百万円が未回収となっている。

当組合が提供した担保提供資産は流動性が低く、換価には困難性を伴うことは容易に想像でき、本来は、このような債権額の大きさに鑑み、より慎重かつ丁寧に案件に対処する必要があったと考える。

このように、県は、条件変更を行った平成9年度時点において、担保物の 追加や保証人の見直しなどを行い、債権保全に努めることが必要であったと 考えられ、今後においては、再びこのような事態を招来しないよう債権保全 への対応を十分に尽くす必要がある。

(2)【意見】

県は機構と連携して、組合員が実施する事業について、経営改善の助言を 実施する、経営の専門家より助言を受ける、中期経営計画の策定とその実行 を支援し、実施状況をモニタリングするなど、より踏み込んだ施策の実施を 検討すべきである。その上で、事業者の意欲と能力に応じて、地域産業振興 の趣旨に鑑みた一定の猶予や免除についての考慮がされうるものと思料する。

当貸付けは平成9年度より当初の約定どおりの回収が困難となったため、 県は、昭和62年度及び昭和63年度の貸付けについては平成9~19年度まで、 平成4年度の貸付けについては平成15~19年度まで、いずれについても単 年度猶予の条件変更を繰り返しており、この結果、昭和63年度に実施した貸 付けの契約上の最終償還年度である平成20年度に1,183百万円もの多額の 償還を受けることになっていた。 このようなあまりにも後過重な償還計画は実現可能性に乏しいものの、機構が定める最終償還年度延長の要件を充たしておらず、計画上は最終償還年度の延長ができなかった経緯があった。

しかしながら、単年度猶予を繰り返して計画をたてながらも条件変更を繰り返していては、回収が進まないのも事実である。

返済計画は経営計画とセットで検討されるべきものであるから、県は機構と連携して、組合員が実施する事業について、経営改善の助言を実施する、経営の専門家より助言を受ける、中期経営計画の策定とその実行を支援し、実施状況をモニタリングするなど、より踏み込んだ施策の実施を検討すべきである。

そうした活動を通じて、当貸付けが目的とするところの地域産業振興についての実情への理解がより深まるものと期待され、地域産業振興の視点からの回収猶予や免除についての考慮についても展望しうるのではないかと思料する。

第13 中央卸売市場施設使用料等

(1)【意見】

債権管理台帳には、すべての滞納整理事務を記載する必要がある。

閲覧した債権管理台帳のうち、施設使用料、水道使用料、電気使用料及び下水道使用料の未収金について、平成 20 年 10 月 28 日から平成 23 年 7 月 21 日までの間、催告の状況が一切記載されていないものが 1 件 (債権合計 2,597 千円) あった。

県は財務事務の適切性を県民に正しく説明する責任を有するが、債権管理 簿の記載がない以上、説明責任を果たすことはできないと考える。

また、会計局、監査委員事務局あるいは包括外部監査等の調査や監査においては、財務事務が適切に実施されていたかどうかを直接確認できないため、多くの場合においては、財務事務の実施時に残される証憑書類やそこに残された記載をもって確認することとなる。現在の担当職員によれば、当該期間においても月に一度は債務者への催告を行っていたとのことであるが、債権管理台帳に記載がない以上、その状況を把握することができず、債権管理が適切に行われていたかについて確認することができない。平成 17 年度の包括外部監査にて協議記録を適正に管理すべきとの意見を受けたことも踏まえ、県の説明責任を果たすとともに、調査や監査による第三者のチェックを効果

的に行うためにも、債権管理台帳にはすべての滞納整理事務を記載する必要 がある。

現在は適切に債権管理台帳への記載が行われていることが認められるが、職員は引き続き債権管理への意識を高く持ち、滞納整理事務を適切に実施されたい。

(2)【結果】

約 2,600 千円の債権に対し、月 2 千円で分割回収中の事案があり、全額回収が非現実的な状況となっている。今後、分割納付について合意する際には、全額回収について現実性を帯びた合理的な期待ができる期間内に収まるようにすべきである。

市場内業者である株式会社 A に対し、県が検針システムのメーターと店舗との紐づけ設定を誤ったため、電気使用料等を 7,150 千円過少に請求したことが平成 24 年 2 月に発覚した。株式会社 A は時効を援用し、県は消滅時効期間が経過した 4,367 千円について不納欠損処理を行った。その後、株式会社 A との交渉を経て、平成 25 年度以降は月 2 千円の回収を受け入れ、平成 30 年 3 月末時点で 2,662 千円が未収となっている。

当該事案は、県の設定誤りによって請求金額が過少となったため、事業者の主張をそのまま受け入れる状況となっており、平成 25 年の納付確約書では、平成 25 年度は月 2 千円ずつ、平成 26 年 4 月以降については月 3 千円以上の納付確約が謳われているが、平成 26 年度以降も実際の入金は月 2 千円のままで、その後の納付確約書の更新締結にも至っていない。

約 2,600 千円に対して、月 2 千円の回収額では、回収までに 100 年以上かかるため現実的ではない。平成 27 年度に作成された県の「税外債権の管理マニュアル」では、分割納付の期間について、双方の合意によって定めることは可能であるものの、2 年間を目安とした納付計画を立てることとしている。また、分割納付期間中も延滞金が発生するため、分割納付期間が長期にわたることは債務者にとっても負担となりうる。

今回の債権の発生は県の誤りに起因しているが、今後も様々な理由により 分納契約となる事案が生じることが考えられる。債権の全額回収を促進する ためには、債務者に対して長期分納のデメリットを説明して早期完納を促す とともに、「税外債権の管理マニュアル」を参考に全額回収について現実性を 帯びた合理的な期待ができる期間内に収まるようにすべきである。

今回の分割納付についても、これまでの経緯を踏まえると、マニュアルの 2 年間目安にこだわるものではないが、全額回収を見込みうると担当課とし て合理的に説明できる期間内完済を目指した納付確約書の取得に尽力されたい。

(3)【意見】

事業者から提出された事業報告書を、事業者の経営分析に活用することが 望まれる。

県は、卸売業者は法に基づいて、また、仲卸業者は条例に基づいて事業報告書の提出を受けているが、当該資料は主として統計データの作成に利用されている。

仲卸業者については経営状況の悪い事業者を毎年数社抽出し、経営診断を 行っている。しかしながら、経営診断の受診には強制力がなく、助言が必要 な事業者に診断を行えない場合もある。

提出された事業報告書を事業者の経営分析に活用するとともに、県が事業者を指導・助言することにより、滞納金の発生を未然に防ぐことが可能であると考えられる。また、当該分析を通して県が事業者の経営状況について把握することにより、所管課・市場全体で情報共有を行い滞納債権の発生防止に役立てることが可能であり、事業者とのコミュニケーションの促進にもつながると考えられる。

事業報告書の積極的活用が望まれる。

(4)【結果】

滞納している債権に対し延滞金を徴収していないが、分割納付により返済 を受けた場合であっても当該元本部分に対応する延滞金は徴収しなければな らない。徴収せずに減免を行うのであれば適切な手続きを経る必要がある。

「県の税外収入にかかる延滞金の徴収に関する条例」第2条第1項により、 県税以外の公債権については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数 に応じ、滞納金額につき年10.75%の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する 規定となっている。

しかし、滞納となっている市場使用料について、県は延滞金の計算及び徴収をしていない。事業者の経営状況等を勘案した上でのことであると担当課は説明しているが、経緯を示す決裁書等もなく、事実関係を確認することはできなかった。

当未収金の現年度調定額に対する収納率は、ここ 5 年程度は、ほぼ 100% で推移しており、新たな未収金の発生が非常に抑制されていることは評価に値する。ただし、過年度に生じた未収金のうち、元本(分納により支払われ

た元本部分を含む。)である市場使用料の全部または一部が返済された場合には、その時点で当該返済を受けた元本に対応する延滞金は確定するから、 延滞金を調定し納入の通知をしなければならない。

また、延滞金の減免については、同条例同条第2項に、税外収入を納期限内に完納しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合には減免することができる規定がある。減免の可否については、その時々の俗人的な判断を排するために、まずは事業者から延滞金減免申請書を受理し、当該申請に基づき課としての可否判断を決裁することが必要と考えられる。

第14 農業経営構造対策事業費補助金返還金

(1)【結果】

補助金の交付を受けた事業主体が補助要件を欠くことが明らかになり、返還請求すべき金額が確定した時点で、当該補助金の返還請求について調定を していなかった。効果的な債権管理及び正しい情報公開のために、しかるべき時期に調定を実施すべきである。

前述のとおり、当該補助金は、平成 16 年度に奈良市が事業主体(有限会社 A)に交付決定をしたことに伴い、国から県そして県から奈良市へと交付されたものであるが、当該事業主体は平成 24 年 11 月に株式会社 X に吸収合併されたことにより、「受益戸数 3 戸以上のものに限る」という補助要件を欠くこととなった。

奈良市は、国、県と協議の上、株式会社 X に対し、補助要件を充たすよう 再三改善指導を行ったが、応じる姿勢が見られないことから、平成 27 年 10 月に株式会社 X へ補助金の変更交付決定及び返還命令を発した。一方で、県 が調定を実施し奈良市に対する返還命令書を発したのは、奈良市が上記の変 更交付決定に対する訴訟に勝訴した後の平成 29 年 10 月である。

問題は、調定はいつ実施すべきかという調定の時期である。歳入の調定は、歳入の徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定であり、債権の発生を画する行為であるから、その収入の発生の原因となった事実が生じたときに行わなければならない。株式会社 X から奈良市に異議申立があり、また奈良市との間で訴訟が継続中であったため、県は、弁護士による法律相談や国との協議結果を踏まえ、調定を行わずに保留していたとのことであるが、奈良市が国や県とも協議のうえで返還命令等を発したことそのものが、収入の発生の原因となった事実が生じていることを裏付けるものであり、奈良市は株式会社 X に対する債権の存在を前提に訴訟等に対応していたのであるから、県

は、遅くとも奈良市が株式会社 X へ返還命令等を行った平成 27 年度において返還請求の調定をすべきであったと考えられる。

なお、当該債権は平成 29 年 11 月に納期日を迎えていることから、奈良県補助金交付規則第 17 条第 4 項によれば納期日の翌日から年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金が生じることになる。しかし県は、奈良市に課する延滞金は奈良市ではなく株式会社 X が実質負担すべきものであり、それが同社の経営負担となれば奈良市の回収額に大きな影響を及ぼすとの配慮から、奈良市に対し、延滞金の免除を定める同規則同条第 6 項の適用を検討している。

第15 修学支援奨学金貸付金元金収入等

(1)【意見】

<u>県は、平成 31 年度に運用が予定されている奨学金管理システムの更新に</u> おいて、課題を解決する仕様に更新することが望まれる。

Microsoft のホームページによれば、Access のデータベースは最大で 2 GB であり、調査時点での県のデータベースの容量は 1.03GB であったが、奨学金1件につき、貸与、返還、督促、住所等の基本データ等が保存されることから、これからの奨学生の増加や返還滞納者の増加を考慮すると、いずれ容量が不足することが予想される。

また、Microsoft のホームページによれば、同時ユーザ数は最大 255 名となっているが、県では常時 10 名以上の職員が同時にデータベースにアクセスしている。

上記が直接影響しているかどうかは判断できないが、業務中にアプリケーションが停止する、業務処理に時間がかかる等障害が発生し、県職員の業務が著しく不効率となっているとのことであった。

そもそも奨学金管理システムを使用するには Access の知識が必要となるため、他課から担当課へ異動してきた職員は、Access を使いこなせるようにならなければ、本来業務の実施もままならない状況となっている。

この状況の中、現行のシステムは、平成 21 年度に開発されたものであり、 社会保障・税番号制度への対応が困難であることから、平成 31 年度にシステムの更新を予定している。

なお、このシステム更新に併せて、アクセス制御やログ管理などのセキュ リティ対策の強化を行う予定である。 県はシステム更新時に、上記障害等の課題を解決できる仕様に更新することを期待する。

(2)【結果】

<u>県は現状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべき</u>である。

平成 29 年度に県が受領した借用証書をすべて閲覧した結果、県は奨学金を貸与する前段階で、請求書と同時に借用証書を入手している例が見受けられた。

施行規則では、修学資金の貸与を受けたときは、その都度借用証書を入手することになっており、また当該借用証書には「上記のとおり借用しました。」とあることから、字義的には、借用証書を入手すべき時期は実際に貸与した後であると読める。

債権管理上、借用証書が金銭貸借の証拠書類となることから、貸与後に入 手できない危険性を回避する現行の実務は否定されるべきではないので、現 状の事務処理手続にあわせた施行規則及び様式の記載に改めるべきである。

(3)【結果】

県は奨学金の返還の延滞者に対し、延滞金等の支払いを求めるべきである。

県では、返還債務の免除理由に関係なくすべての滞納者から延滞金等を徴収しておらず、貸与条例に違反している。これでは、実質的に平成 17 年度の包括外部監査の結果が措置されたとは言い難く、期限内に奨学金を返還した者と滞納者との間での公平性が確保されていない。

この点、奨学金等の貸付金債権管理事務取扱要領 第8延滞金の取り扱いにおいては、「延滞金については、償還時に同時入金を原則とするが、借受人や連帯保証人の資力等やむを得ない場合には、元金から充当することができる」という記載があることから、元本自体を優先して回収することに異論はないが、当該取り扱いの記載は、延滞金等自体を請求しないことの理由にはならない。回収したお金を延滞金等の返済とするか、元本に充当するか、県内部の事務処理の話であって、延滞金等自体は元本とともに請求すべきである。理由に関係なく延滞金等を徴収しないのは、貸与条例違反である。

県は、貸与条例に従い、返還債務の免除理由に該当しない滞納者からは延 滞金等を徴収すべきである。

(4)【意見】

貸与条例の延滞金等利率の変更を検討することが望ましい。

経済的な理由で修学が困難な者に対する支援という事業の性格上、10.95% もの延滞金等を徴収すると本来の目的が達成できないと判断して県が延滞金 等を徴収していない現状に鑑みると、延滞金等の利率が適正な範囲を上回っ ているものと推察される。

民法上の金銭債務の損害賠償金は、但し書きで「約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。」(民法第 419 条)とあるものの、5%(民法第 404 条)、改正民法では 3%の予定である。

一般論として、期限内の弁済を怠ったものに対して延滞金等を課すことは 必要ではあるが、県が定める延滞金等の割合を一覧すると、相対的な割高感 があり、経済情勢を踏まえた見直しの必要性を感じるところである。

第16 放置違反金

(1)【結果】

財務会計システムの放置違反金未収入額について、交通指導課で管理して いる個別システムの残高と照合するべきである。

放置違反金は、前述のとおり、交通指導課にて納付命令データ及び納入済 データを個別システムに入力し、当該データをもとに県警会計課にて財務会 計システムへの入力(歳入の調定や納付金を県の歳入とする手続)を行う。 財務会計システムへの入力は個別システムのデータをもとになされるため、 両者の未収金残高は一致するはずである。

ところが県は、個別システムにおいて未収金が確定する時期と、財務会計システムにおいて未収金が確定する時期が相違することや、違反金納付後、公金振替を行い、財務会計システムで収納処理がされるまでに5営業日必要である等の理由により残高の一致を確認することが困難であるとして、財務会計システム上の放置違反金の未収入額と、個別システム上の未収入額の一致を確認していない。

しかしながら、歳入の調定や収納処理の時期に差があることにより両者の 残高を確認できないのであれば、差の原因となる事象を集計に含まない等工 夫をすれば、残高の一致を確認できるはずである。歳入の調定の額及び収納 処理を行った金額については、交通指導課と県警会計課で毎月末に一致を確 認しているが、歳入の調定の額から収納処理を行った額を控除した未収入額 についても、毎月末か、少なくとも期末に一致を確認する必要がある。

(2)【意見】

放置違反金の延滞金のうち、一定の条件を満たしたものについてその納付期限と金額を指定して催告しているが、その催告を決定した時点で調定をしていない。期間を画して計算した延滞金額を催告することは納入の通知に該当するとも考えられるため、当該催告の決定に際して調定をする実務運用に向けて検討を進められたい。

県は、放置違反金の延滞金について、納入すべき金額が予め確定しないとの理由で、その全額が収納されるまで調定をしておらず、いわゆる事後調定をしている。

一方、当該延滞金は千円未満の端数が切り捨てられる取り扱いがされるため、県は当該延滞金が1千円増える都度、放置違反金と延滞金を合算した納付書を同封して催告状を債務者に送付している。

当該催告状に同封されている納付書により、放置違反金及び延滞金が指定納付期限までに納付されれば、追加で延滞金を請求することはない。このような催告状の送付は、予め納入すべき額を確定させて行う納入の通知と同様の形式を備えているから、事実上は延滞金債権を確定させた前提で行われているものとして、事前に調定が必要ではないかと考えられる。

当課による現状の実務運用は収納率の向上を目指す有効な施策であり否定されるものではないが、債権管理の視点からは、具体的金額を定めて催告するという能動的な対外的行為に着目して、それに対する事前の組織的統制として調定をすることが有意義であると考えられるので、そのような実務運用に向けて検討を進められたい。

以上